

今年の夏に気になった税金のニュースがあった。イタリアで開かれた日米欧と中国など二十カ国・地域（G20）の財務省・中央銀行総裁会議が、新たな国際課税ルールで「歴史的な合意を成し遂げた」とする共同声明を発表したことだ。新ルールは、法人税の引き下げ競争に歯止めをかける十五%以上の最低税率導入と、多国籍企業の税逃れを防ぐデジタル課税導入が柱で、二〇二三年の導入を目指しているらしい。

最近、「グローバル化」という言葉をよく耳にする。企業のグローバル化、文化のグローバル化、人材のグローバル化など。その意味は、「社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模でその結びつきが深まること」である。今回の共同声明からは、まさに税金のグローバル化、いや税金までもグローバル化する時代になったと感じた。

これまで、国が国民や国内の企業から集めた税金がどのように使われるかという観点から税金について考えることが多かった。例えば、病気や怪我で病院を受診する。自分が居住している渋谷区では「子ども医療費助成」という制度があり、医療費は税金で賄われ、個人負担は一切ない。あまり頻繁に病院を受診することはないが、特に医療費については、税金の恩恵を日頃から感じている。

今回は、使われ方ではなく、集め方という観点から税金を考えることになった。デジタル課税は、初めて聞く言葉だ。現行の国際ルールでは、国内に支店や工場などの物理的な拠点が無い外国企業からは、原則として課税することはできない。よって、拠点を持たずインターネットで直接サービスを行い、利益を得ている多国籍企業からは税金を集めることができない。拠点がなくても多国籍企業の市場となっている国や地域に税金が支払われる、還元される仕組みがデジタル課税だ。日本国内で生産された商品を日本の企業から購入することで我々の生活が成り立てば良いのだが、現実はそのようではない。毎日のように、アマゾンで買い物をして、グーグルで検索し、アップルで音楽を聴いて、電話をしている。それら無しでは通常的生活ができないほど、国民生活に浸透している。また、世界共通の法人税の最低税率を導入すれば、税負担軽減のために税率が低い国に拠点を置いて節税するメリットも薄れる。多国籍企業の利益から税金を集めることは、必要不可欠なことである。もともと税金は、全国民が互いに支え合い、共により良い社会を作っていくため、この費用を広く公平に分かち合うために集められるべきものである。これを国レベルから、世界規模に広げて考えてみれば同じことである。全世界の人々が幸せな生活を送るために、税金の集め方にも国際ルールが必要である。新型コロナウイルス感染症という世界的な問題を抱えている今こそ、この新ルールが適切に施行されることを期待したい。